

松戸市公共施設再編整備基本方針（案）
パブリックコメント（意見募集）手続きの実施結果を公表します

「松戸市公共施設再編整備基本方針（案）」の作成にあたり、市民の皆様からご意見の募集をしたところ3名の方からご意見をいただきました。ご意見の提出ありがとうございました。

お寄せいただいたご意見を整理し、市としての考え方をまとめましたのでお知らせいたします。

パブリックコメント手続き実施結果の概要

- 1 意見募集期間 平成27年4月15日（水）～平成27年5月14日（木）
- 2 意見提出者 3名
- 3 意見総件数 25件
- 4 意見取り下げ 0件
- 5 回答数 25件
- 6 意見内容および回答 下記のとおり

No.	項・項目	意見の趣旨	市の考え方	修正の有無
1	P02 (P01) 第1章 図1 方針の 位置づけ	松戸市 SNS「松戸市公共施設再編 NEWS」においても出現する「公共施設等総合管理計画」との関係も明示されたいかがですか。計画年数から、管理計画は、本計画策定までのつなぎの計画ではないかと思っております。	本方針による対象施設は、P3に記載のとおり松戸市公共施設白書で掲載の公共施設を対象にしており、これを踏まえ、基本計画策定に向け作業を進めてまいります。一方「公共施設等総合管理計画」は、総務省から策定が要請されており、計画対象に道路や下水道などのインフラを含んでいる点で、違いがあります。従って「方針」⇒「計画」のつなぎの計画ではありません。本方針との関係につきましては、本市における「公共施設等総合管理計画」の位置づけも含め、今後整理してまいります。	無
2	P23 第3章 1 基本方針	12 ページで財政へ大きな負担となることは示されています。よって、再編整備の手法として、PFI、PPP の最大限の活用を方針として宣言すべきと考えます。	PFI、PPP は、再編整備において重要な手法であると考えますが、その活用については、計画を策定する中で研究してまいります。	無
3	P23 第3章 基本 方針	「第3章基本方針」全体が基本方針なのか、「第3章基本方針 1 基本方針」の部分が基本方針なのか分かりませ	「第3章基本方針」を「第3章基本方針について」に修正します。 なお、P23 冒頭記載の「以下の3点を	有

※（ ）内は、最新案の該当ページです

		<p>ん。さらに言えば、「松戸市公共施設再編整備基本方針（案）」全体で示された考え方も基本方針と呼ばれるものと考えられます。今後、基本方針に則って再編を進めて行く場合に、その基本方針が、これら三者のうちの何を指すのか分かりにくくなることが予想されます。誤解が生じないよう用語を変えてはどうか。</p>	<p>基本方針として掲げます」に示すとおり、四角枠での記載内容の3点が基本方針となります。</p>	
4	<p>P 24 第3章 2 (1)多面的な評価の実施</p>	<p>「具体的な方法は今後検討することになります。基本方針を策定するに当たり、今後策定を予定している公共施設再編整備基本計画を検討する場合に行う評価として想定した内容」の意味が分かりません。（「具体的な方法は今後検討することになります。基本方針を策定するに当たり、今後策定を予定している公共施設再編整備基本計画を検討する場合に行う評価として現時点で想定している内容」であれば意味は通りますが。）</p>	<p>ご意見にありますとおり、「<u>具体的な方法は今後検討することになります。基本方針を策定するに当たり、今後策定を予定している公共施設再編整備基本計画を検討する場合に行う評価として現時点で想定している内容</u>」に修正いたします。</p>	有
5	<p>P 25-26(P31) 第3章 2 (1) etc. の表記</p>	<p>「etc.」は「等」や「その他の・・・」に置き換えることを提案します。</p>	<p>ご意見のとおり、「etc.」を「等」に修正いたします。 なお最新案では、図 25・図 26 はP31の図 28・図 29 へ変更しております。</p>	有
6	<p>P 26 (P31) 第3章 2 (1) イ)総合評価指標の選定 II. コ ス ト</p>	<p>本計画において、コストには収入も含むことは、他のページからも理解できます。しかし、ここでのコストにも「収入」が入ることも明示すべきと考えます。理由は、アンケートにより、財源確保の手段として受益者負担が受け入れやすいことから、収入改善による評価アップが有り得ることを明確にするためです。極論すれば、中央図書館は公立図書館をやめ、第三セクターの有料図書館に衣替えすることも考えられるからです。</p>	<p>P 26 の図 26 (最新案 P31 図 29) は、指標について簡潔に記載していることから、II コストには、収入が明記されておりましたが、P28 の表 6 (最新案 P33 表 6) の評価指標のII コストには、収入について、明記しております。 なお、ご意見にあります施設の管理運営の在り方については、将来コスト比較において重要な要素であると認識しております。</p>	無

※ ()内は、最新案の該当ページです

7	<p>P 26-27 (P32)</p> <p>第 3 章 2</p> <p>(1)多面的な評価の実施</p> <p>(2)施設総量の最適化方法の検討</p>	<p>「評価手法と再編整備等への活用イメージ」の図が2種類(図 27 と図 28)示されていますが、それぞれの図で説明したいこと(違い)がよく伝わりません。単なる「①」と「②」ではなく、それぞれどのような視点での説明図なのかが分かるように工夫してください。図 28 に「将来コスト比較」(「整備コスト」、「運営コスト」とありますが、評価軸の「コスト」における評価とは別の評価が行われるということでしょうか。文章中「図 24～26」(p. 26)は、「図 26～28」の誤りだと思います。</p>	<p><u>図 27 (最新案では P 32 図 30)</u> については、P 31 図 32 (最新案 P 27 図 25) での上段部分にあたる再編の方向性まで至らない施設についての課題解決を、基礎評価を活用して検討するプロセスをイメージしたものであります。一方<u>図 28 (最新案では P 32 図 31)</u> は、先の図 32 (最新案図 25) の下段にあたる再編整備に向け、基礎評価・総合評価を活用したイメージとなります。なお、以上の趣旨から<u>表名を変更</u>しました。</p> <p>また図 28 (最新案 P 32 図 31) のコストの件ですが、評価軸の「コスト」は基礎評価 3 つの視点の 1 つで、年間の(費用-収益)について、施設別に比較するのに対し、「将来コスト比較」については、建物の更新を行う場合の検討材料として、向こう将来 30 年といった長期間での施設整備や施設運営に関するコストについて、管理運営の在り方なども含めた比較になります。</p> <p>更に「図 24～26」の記載がありました 2 行については、文言を修正しました。(最新案 P 25 の中段に記載)</p> <p>なお、P25～P29 に記載の評価に関する図表につきましては、全体のバランスを考慮し、最新案の P31 以下に「3 (参考) 施設評価のイメージ」として、まとめて記載いたしました。</p>	有
8	<p>P 30 (P25)</p> <p>第 3 章 2</p> <p>(2) 施設総量の最適化方法の検討</p>	<p>「施設総量の最適化方法の検討」での記載内容は、市民および庁内に対し強調すべき方針と考えます。よって、枠や文字強調など、またスローガンのものとして強調されることを提案します。</p>	<p>「施設総量の最適化方法の検討」につきまして(最新案での記載箇所 P 25) は、強調すべき内容であり、「<u>集約化・・・広域的利用の可否等</u>」までを<u>文字強調</u>いたします。また、「<u>集約化</u>」「<u>複合化</u>」「<u>多機能化</u>」について、<u>それぞれ注釈を追記</u>いたします。</p>	有
9	<p>同上</p>	<p>施設総量の最適化方法の検討は、この基本方針の中で特に重要な項目と考</p>	<p>「施設総量の最適化方法の検討」につきましては、強調すべき内容であり、</p>	有

※ ()内は、最新案の該当ページです

		<p>えます。(図1 (p.2) においても、基本方針の説明として「公共施設の総量最適化に向けた方策を整理」と明記されています。)しかし、この総量最適化についてどのような検討を行うのか(「多面的な評価」を踏まえてどのような手法で最適化を検討するのか)、説明が不十分(わずか4行)でよく分かりません。最適化とは単なるスクラップアンドビルドとは違うと考えます。詳しく記述してください。なお、図24 (p.23) には「質の最適化」とありますが、それについてもどのように検討していくのか記述してください。</p>	<p>「集約化・・・広域的利用の可否等」までを文字強調いたします。また、「集約化」「複合化」「多機能化」について、それぞれ注釈を追記いたします。</p> <p>また図24の「質の最適化」について、<u>項目を以下のとおり追加します。</u></p> <p><u>「(3)施設の質の最適化の検討</u> <u>施設の維持管理コストの縮減・平準化に努めます。また管理運営形態についても検討いたします。」</u></p> <p>なお最新案での記載箇所は、P25 となります。</p>	
10	<p>P30 (P26) 第3章 3 (1)サービス水準の向上</p>	<p>文中の「民間の類似サービスにおける利用料や」以下は、必ずしもサービス水準の向上にはつながらないと考えます。(有料化や利用料の値上げが想起される)むしろ「適正負担の検討」として、別立てにすることを提案します。</p>	<p>「民間の類似サービスにおける利用料…」の前に、「<u>更なるサービスの向上に資するよう、</u>」を追記いたしました。</p> <p>なお最新案での記載箇所は、P26 となります。</p>	有
11	<p>P30 (P26) 第3章 3 基本計画策定までの間にできる取り組み</p>	<p>「基本計画策定までの間にできる取り組み」の中で、「長寿命化への対応」の項目があり、耐震化やバリアフリー化を進める、更新時期の延伸を図るといったことが記述されていますが、これらは再編整備基本計画で定めるべき事項であり、計画策定までに取り組むことは不適當だと考えます。</p>	<p>基本計画策定までは、長寿命化について検討・研究し、実際に工事実施等については、基本計画に基づいて実施いたします。記載文言の「耐震化やバリアフリー化を進めます」について、「<u>耐震化やバリアフリー化を検討いたします</u>」に修正いたします。</p> <p>なお最新案での記載箇所は、P26 となります。</p>	有
12	<p>P31 (P27) 第3章 4 基本計画策定までの流れ(図32)</p>	<p>集約化・複合化・広域的利用の中に「更新」があり、かつ「廃止対象リスト」に向かう流れの意味がわかりづらい。廃止される施設は「機能移転」または「移管」された後、廃止だと考えます。</p> <p>また、集約化・複合化・広域的利用の中に「新設」がある理由が不明です。</p>	<p>図32(最新案P27図25)の中で、「<u>機能移転」「移管」の結果、施設の廃止への流れと、建物の整備としての「改修」「更新」「新設」の流れを、それぞれ別立てにしました。</u></p>	有

※ ()内は、最新案の該当ページです

		さらに、この図 32 は、再編整備基本計画が、「集約化・複合化・広域的利用」および「廃止」が対象のごとく見えます。同基本計画には「大規模修繕」も含めるべきではないですか。「他建物への機能移転」などで機能を受け入れる施設において、大規模修繕は考えられる。そのときに一体的な計画・管理が必要と考えられるからである。		
13	P 31 (P27) 第 3 章 4 基本計画 策定までの流れ	この基本方針は公共施設再編整備基本計画（仮称）を策定していく際の基盤となるものと理解していますが、基本方針に基づいて、今後どのように基本計画を策定していくのかという点が必ずしも明確ではありません。複数の箇所ですれらしいことが記述されていますが、どの箇所を読んでも、十分には理解できません。例えば、第 3 章の 4 「基本計画策定までの流れ」の中で示されている図 32 では、「再編対象として整理＝再編整備基本計画」というボックスが置かれていますが、これが何を意味しているのか（どのような流れで基本計画が策定されることになるのか）分かりません。	第 2 章での現状・課題を踏まえ、第 3 章で基本方針を記載しておりますが、この基本方針に基づき、基本計画を策定していく過程については、第 4 章で記載しております。具体的には、庁内推進体制の構築、市民や議会への情報提供・理解の促進に努めてまいります。 なお、ご指摘いただきました図 32 (最新案 P27 図 25) での「再編対象として整理＝再編整備基本計画」につきましては、「再編対象として整理」に修正をいたします。	有
14	P 32 (P28) 第 4 章 1 (1) 庁内での 推進体制	基本計画策定とその後の再編整備（実施を含む?）での推進体制が曖昧と感じる。その二つを分けて記載することを提案します。	現段階で、基本計画策定とその計画に基づく再編整備について、庁内の推進体制に差異はないと考えております。従いまして、二つに分けて記載しておりません。（再編整備を推進していく部署は、計画策定段階から参画する予定です）	無
15	同上	図 33 には、市長と審議会との間の諮問・答申について（恐らくその内容である「基本計画の策定に関する事項」と「基本計画の効果的な推進に関する事項」も含めて）記載されています。これは、今後基本計画を策定するに当たって最も重要な手続きと考えます。	審議会につきましては、P 32（最新案 P28）の（1）庁内での推進体制の冒頭に記載があります。なお、図 33（最新案 P28 図 26）の中の「再編計画」は、「基本計画」と同じ意味であり、「基本計画」に修正いたします。	有

※（ ）内は、最新案の該当ページです

		これについて文章で何も触れられていないのは疑問です。文章化してください。なお、図 33 の中で「基本計画」の他に「再編計画」という言葉も出てきますが、これらは異なるものなのではないでしょうか。	
16	P 33 (P29) 第 4 章 2 ロードマップ (今後のスケジュール)	文中に「これらの検討状況や内容に関する情報を公開し・・・」とあります。計画策定に約 10 年と、他に類をみない長期間の予定になっています。その期間内に、途中参加した市民が、それまでの経緯を理解できる程の詳細な記録を、ホームページで公開していただければと思います。また、多くの市民に関心をもっていただくことは大切なことですが、関心の高い市民向けのシンポジウムやワークショップの開催も数多くお願いしたいと思います。さらに言えば、本計画に限定した、双方向での SNS 活用も必要かと思えます。千葉県内のある首長さんの SNS では活発な意見交換が行われており、行政の PR には有効かと思えます。どうしても正確性を求めてしまい、メールなどを使った長文になりがちですが、短いメッセージで、要点を数多くやりとりする。またそれを多くの人が閲覧することも広報としては有効と考えます。	今後、計画を策定していく中で、シンポジウムやワークショップの開催を行うなど市民の皆様と一緒に考え、ご意見をお伺いする機会を設けていきたいと考えております。 なお、双方向での SNS 活用につきましては、その利用につきまして研究(開始時期の検討も含め)してまいります。
17	同上	市民が頭に描けるような、将来の公共施設のイメージを早く作っていただきたい。本案にもあるように、公共施設床面積の約 59%が学校、社会教育施設である。よって、他施設との集約化・複合化は学校が中心となるであろう。しかし、それらの管轄は教育委員会である。行政および教育委員会とが、まず情報を共有することから始まるのではないかと考えます。	P 23 に記載の基本方針 3 本のうち①にあるとおり、学校施設の有効活用の重要性については、認識しているところであります。 今後、教育委員会を含めた庁内プロジェクトを立ち上げ、議論を進めてまいります。

※ ()内は、最新案の該当ページです

18	同上	<p>「基本計画は、既存の公共施設の再編整備が全て終了するまでの計画とする予定であり、基本計画策定後は、社会情勢や財政状況などを見据えながら、必要に応じて見直しを行うものとします」と記載されていますが、図 34 を見ても、(最初の) 基本計画がいつ策定されることになるのか分かりません。今後のスケジュールなので、ある程度明確に示す必要があると考えます。(なお、図 34 中の「再編計画」と文章中の「基本計画」とは異なるものなのではないでしょうか。)(また、「ロードマップ(今後のスケジュール)」とする理由が分かりません。単に「ロードマップ」という言葉を使いたいだけかと思ってしまう。)</p>	<p>基本計画は、約 3 年後の平成 30 年度中を目途に策定を目指し、その後、一定の期間ごとに見直しを実施いたします。</p> <p>図 34 (最新案 P 30 図 27) について、この点を変更しました。</p> <p>また、図中の「再編計画」は、「基本計画」と同じ意味であり、「<u>基本計画</u>」に修正いたします。</p> <p><u>「ロードマップ」</u>の文言は削除いたします。(該当箇所：最新案 P 29)</p>	有
19	P 34 (P30) 第 4 章 2 図 34 再編計画	<p>「更新時期等に応じた再編整備の実施」が再編計画との関係上、意味するところが不明です。再編計画なしでの実施がありえるということをおっしゃるのですか？</p>	<p>基本計画は、約 3 年後の平成 30 年度中を目途に策定を目指し、その後、一定の期間ごとに見直しを実施いたします。更新時期到来の公共施設について、この計画に基づいて再編整備を実施してまいります。</p>	無
20	全体	<p>公共施設、固定資産管理制度の法制化を導入する。</p>	<p>公共施設再編整備に向けた法的な環境整備として、松戸市公共施設再編整備推進審議会条例(27 年 4 月 1 日施行)を制定いたしました。</p> <p>また平成 27 年 4 月に、「公共施設再編課」を総合政策部に創設するといった組織改正を実施しております。</p>	無
21	同上	<p>公共施設、固定資産にあつては、施設の耐用年数、定期的保守、改修の期間を明示することを原則とする。施設設置時、契約業者との必須契約条項とする。</p>	<p>公共施設の現状については、「公共施設白書」にまとめているところです。追加的な情報開示については、個々の公共施設について具体的に検証していく基本計画策定の中で検討させていただきます。なお、契約業者の件ですが、施設設置業者と保守点検業者は必ずしも一致しないことから、契約条項は困難であると考えます。</p>	無

※ ()内は、最新案の該当ページです

22	同上	<p>現有公共施設、固定資産にあつては、暫定の耐用年数を設定し、定期的補修、改修の保守期間を設定する。耐用年数超過の固定資産にあつては、使用可能期間を設定し、以降の取捨を決定する。</p>	<p>今後、個々の公共施設について劣化度調査を含めたP 28（最新案P 33）にありますデータを収集し、それぞれ施設評価を実施し、P 31（最新案P 27）の流れに従って基本計画を策定してまいります。この作業行程の中で、頂きましたご意見を参考にいたします。</p>	無
23	同上	<p>公共施設、固定資産にあつては、一般会計より定期的保守、改修準備金（引当金）制度を設定し、基金として法制化する。</p>	<p>公共施設整備の実施には、財政上の裏付けが必要であり、基金の創設も一つの手法と考えます。また民間における減価償却費の積立、引当金の用意などの手法についても、研究してまいります。</p>	無
24	同上	<p>制度運営には、行政担当部所に、公共施設、固定資産管理委員会を設置、学識経験者、市民代表公募委員による定期審議機関委員会を法制化する。</p>	<p>松戸市公共施設再編整備推進審議会条例（27年4月1日施行）を制定しております。27年度から、学識有識者等で構成される審議会を設置し、調査審議を行ってまいります。</p>	無
25	同上	<p>全体的にこの基本方針に基づいて今後どのように再編が進められていくことになるのか理解することが困難な内容（文章、図、構成）になっていると思います。失礼ながら、コンサルが作成したものをそのままパブコメに提供しているような印象を受けます。市役所の職員の方々がきちんと関わっていれば、もっと出来の良いものになるはずです。パブコメで意見が出なかった部分も含めて、もう一度見直して、論理的で読みやすい内容のものとしてください。</p>	<p>分かりづらい表記がありますが、「方針」の性格上、どうしても個々の具体性に欠け、概念的な説明になっている点については、ご理解を頂きたいと思えます。</p> <p>今後、基本計画を策定するにあたり、具体的で分かりやすい内容になるよう努めてまいります。</p>	無

※（ ）内は、最新案の該当ページです